固定資産税に係る届出について

固定資産税は、毎年1月1日現在を基準として課税されます。

土地や建物の利用状況に変更があった場合は、不動産登記法により法務局での手続きが必要となりますが、不動産登記の手続きがされていない場合は、必ず市役所へ連絡をお願いします。

【土地の利用状況が変更になったとき】

次の例のように利用状況を変更した場合は、市役所へ必ず連絡をお願いします。

- ・住宅を解体して駐車場などにした
- ・山林を伐採して太陽光発電設備を設置したなど

【家屋(居宅・物置・車庫・店舗・作業所等すべての建物)を新築・増築したとき】

家屋調査がお済みでない方は、お早めに下記までご連絡ください。

【家屋を取り壊したとき】

「建物滅失届」を市役所へ提出してください。提出されない場合、翌年度も固定資産税が課税されて しまうことがあります。また、登記されている場合は、法務局で滅失の手続きをしてください。

【未登記家屋の所有者に変更があったとき】

相続、売買などにより未登記家屋の所有者を変更した場合は、「家屋課税台帳の変更申告書」を市役所へ提出してください。

*提出期限 令和2年12月28日(月)

*提出先 税務徴収課または各支所

*持参するもの 認印

*その他 提出書類は提出窓口に備え付けてあります。また、市ホームページからもダウンロー

ドできます。

問 本庁 税務徴収課資産税 G ☎52-1111 内線234·235

山支 総合窓口・地域振興 G ☆57-2121 美支 総合窓口・地域振興 G ☆58-2111 緒支 総合窓口・地域振興 G ☆56-2111 御支 総合窓口・地域振興 G ☆55-2111

常陸大宮ドクターカー運行日が変更になりました

本市と常陸大宮済生会病院は、今年4月1日から常陸大宮ドクターカーの本格運行を開始し、毎週月曜日・火曜日が常陸大宮ドクターカー運行日となっていましたが、<u>令和2年11月1日から毎週月曜日・水曜日へと運行日が変更になりました。</u>医師が現場に急行し大切ないのちを守るドクターカーについて、市民の皆さまにはさらなるご理解とご協力をお願いします。

問 常陸大宮市消防本部警防課 ☎54-0119